

世界陸連（WA）はWA規則 143 条の再改訂を決定しましたが日本陸連は国内適用については 11 月 30 日までを移行期間とし改訂規則の適用は各都道府県陸協に委ねると通知がありました。つきましては京都陸協は次のように改訂規則を適用することに 9 月 15 日の理事会で決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 10 月 1 日以降の競技会においてトラック競技出場者に改訂規則を適用する。
- 2 9 月 30 日までの競技会においてはトラック競技出場者に対して出発係がシューズチェックをする。規定外シューズ使用者はリザルトに明記する。
- 3 10 月 1 日以降の競技会のトラック競技において規定外シューズ使用者は「失格扱い」になる。
* レース前に確認した場合は出場を認めない。事後に確認された場合は記録を抹消する。
- 4 フィールド競技のシューズは 11 月 30 日までは規則改定前のシューズの使用が認められる。シューズの検査、確認はしない。
- 5 2020 年 12 月 1 日以降はWAシューズ改訂規則を完全適用するのでフィールド競技も規定外のシューズの使用は認められない。

参考 WAシューズ改訂規則において認められる靴底の厚さ

三段跳を除くフィールド種目	20mm 以内
三段跳	25mm 以内
800m 未満のトラック種目	20mm 以内
800m 以上のトラック種目	25mm 以内
クロスカントリー	25mm 以内
ロード種目（競歩含む）	40mm 以内

対象シューズのリストなど詳しくは日本陸上競技連盟HPを参照してください。